

精神障害者への割引運賃の適用について

平成28年6月23日
愛知高速交通株式会社

愛知高速交通株式会社では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害者間の格差をなくすために、現在身体障害者および知的障害者の方々に適用している割引運賃を、精神障害者の方々にも適用いたします。適用条件など詳細につきましては以下をご覧ください。

1. 適用開始日

平成28年7月1日（金）

2. 適用する路線

リニモ全線（東部丘陵線：藤が丘駅～八草駅）

3. 対象となる方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）の交付を受けている方で、障害等級第1級の方

4. 適用条件

上記対象者と介護者が一緒に乗車されること（単独でのご乗車は割引の適用外です）

5. 適用する運賃および割引率

普通乗車券（普通旅客運賃）・・・本人、介護者ともに5割引
定期乗車券（定期旅客運賃）・・・本人、介護者ともに5割引
特殊割引回数乗車券（回数旅客運賃）・・・本人、介護者ともに5割引

6. ご利用方法

駅窓口で係員に精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。

無人駅では、券売機横に設置しているインターホンでお呼び出してください。インターホンに備え付けのカメラで手帳を確認させていただきます。

7. その他

- ・リニモでは割引用manacaはご利用いただけません。
- ・普通乗車券は全駅で発売いたしますが、定期乗車券は藤が丘駅と八草駅、特殊割引回数乗車券は藤が丘駅、愛・地球博記念公園駅、八草駅でのみの発売となります。